

第7章 学生の支援体制

1 学修支援

(1) 履修指導の体制

(a) 入学前の説明会

当専攻の学生の多くは法学未修者であるため、入学予定者がスムーズに入学後の学修をスタートできるように、事前に読んでおくことが推奨される入門書を紹介している。また入学前年度の12月に、7法科目（憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の概要や学修の仕方について、各科目担当の専任教員が入門講話を行っている。ただし入学前の非正課教育であることから、入学予定者の出席は任意である。また、純粹未修生が多い当専攻の特性に鑑みて法学入門を、また、平成26年度入学生から新設された既修者コースに伴い、民事・刑事双方の実務系科目の入門講話を、新たに加えた。

(b) 新入生ガイダンス

入学式同日、式典直後に、新入生に対するガイダンスを行っている。このガイダンスにおいては、専攻長から教育理念や目的について説明を行い、教務委員長からは、「学修の手引」などの配付資料に関し説明を行っている。また担当の教員・職員が履修登録手続や自習室、資料室、図書館等の施設の案内、TKCやLLI等のデータベース等のログイン・操作方法などについて説明を行っている。

(c) 履修指導

当専攻の学生の多くは法学未修者であるため、まず法律基本科目を確実に修得させることを目指している。教員は法学未修者である学生に対しては基本的な知識の解説を中心に講義を行い、加えてチューターの補助により万全を期す体制をとっている。

履修科目の選択については、将来の目標とする分野の科目についてのイメージが分かるよう新入生ガイダンスにおいても、大学院便覧やシラバスを利用して説明している。また、履修登録期間内であれば、選択に応じて、履修科目を変更することが可能である。

(d) 場所的・時間的障害を解消するための多様なICTを利用した授業の開発と実践

当専攻は、平成27年度及び平成28年度には「場所的・時間的障害を解消

するための多様な ICT を利用した授業の開発と実践」及び「時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム」を申請し、各年度ともに、前者は「特に優れた取組」に、後者は「優れた取組」に採用された。前者の取組は、地方在住者や、働きながら法曹を目指す有職社会人が、法科大学院教育にアクセスしようとする際の場所的・時間的障害の解消を目的として、複数の ICT を活用することにより、同時性と双方向・多方向性を確保したオンライン授業を実施しようとするものである。後者の取組は、他の法科大学院に比して未修者が多く、有職社会人がほとんどといえる本法科大学院の特性に照らし、未修者教育の充実を期した複数の取組を盛り込んだものである。

まず「場所的・時間的障害を解消するための多様な ICT を利用した授業の開発と実践」では、具体的には、①地方在住者に対して「サテライト方式」を、②働きながら法曹を目指す社会人に対しては「モバイル方式」により、同時性と双方向・多方向性を確保したオンライン授業の提供を開始した。

① 「サテライト方式」

平成 28 年度は、テレビ会議システムを通じ、他大学法科大学院との間で授業を送受信する実験授業を行った。詳細は以下の表のとおりであるが、受信側から送信側の板書が見えないことへの対処や、受信側学生が聞き取りやすいよう送信側教員が話し方などの技術的な注意点もあるものの、送信側教員の講義のみならず両校からの活発な質疑応答が行われた。受信校学生にはアンケートを実施したが、対面授業との比較で遜色のない満足度を示している。

| 日時 | 送信校 | 受信校 | 科目 | 参加人数 |
|--------|------|--------------|---------|-----------------------------|
| 8月24日 | 静岡大学 | 本学 | 中国法 | 4名（本学学生） |
| 10月14日 | 甲南大学 | 本学 | 刑事実務の基礎 | 5名（本学教員） |
| 11月15日 | 本学 | 甲南大学 静岡大学 | 刑事訴訟法 | 8名（本学） 2名（甲南） 4名（静岡） |
| 11月17日 | 本学 | 甲南大学 静岡大学 | 憲法 | 13名（本学） 4名（甲南） 5名（静岡） |

② 「モバイル方式」

社会人が国内外の出張先からでもタブレット端末等によって受講することが可

能となる。国内外への突然の出張が入るなど制約の多い社会人が ICT による利用が過度になり、面接授業が空洞化しないように一定の制限枠（利用回数や人数制限）を設け、また、利用をめぐるトラブルが生じないようルールを定めた。利用件数も 36 件を超えており（2016 年 4 月～2017 年 1 月初旬時点）、学生の持つ一定のニーズに応えることのできる仕組みであると評価することができる。



(e) 時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム

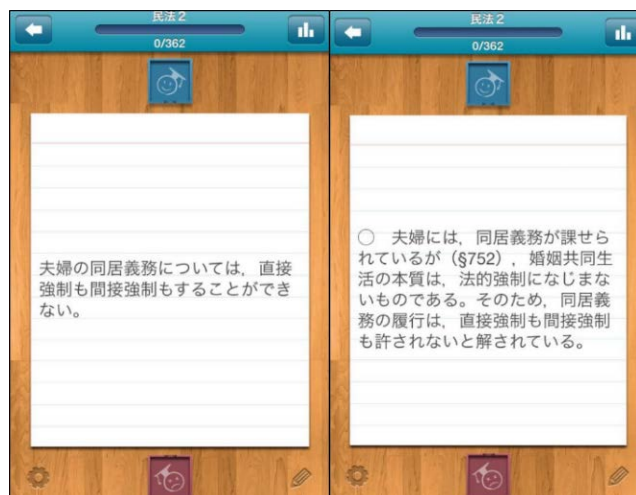
さらに当専攻では以下の 5 つのプログラムを有機的に組み合わせつつ実施し、一人ひとりの習熟度に配慮したきめ細かい未修者教育を推進している。

① 習熟度別チューターゼミ

1 年次必修科目の基本 5 法について、初学者対象と中級者対象の 2 コースに分けてチューターゼミを実施（チューター及びチューターゼミについては後述 (3)。）。初学者コースでは基本事項の定着を目指し、中級者コースでは典型事例演習を通じて条文や知識の使い方が学ばれる。受講者は、習熟度に応じてコースを自由に選択でき、コース選択について担任教員に相談する窓口が設けられている。

② 基礎力自己測定プログラム

1 年次で必ず身に付けるべき憲民刑の基本知識を問う正誤問題及び択一問題並びにその解答解説を体系的に整理した「基礎力自己測定問題」を専任教員が作成し、紙媒体で提供するほか、スマートフォンから閲覧・回答ができるシステムを開発し、可処分時間の少なう有職社会人学生が、電車等で移動中の「隙間時間」においても利用可能な学修ツールを提供している（以下は同システム画面）。



③ ゼミ・サポートシステム

チューターゼミ参加者、チューター及び専任教員間での情報共有を図るため、チューターゼミ・自主勉強会での教材・課題のアップロード・閲覧・ダウンロードにより、実施内容を学生間で共有するとともに、教材等の配布や質疑応答、議論ができるシステムを運用している。

④ 法学基礎力充実プログラム

入学予定者を対象に、入学前ガイダンスを実施。また第2章で述べたように、講義形式の選択科目「法学入門」、平成29年度からはさらに演習形式の選択科目「基礎ゼミⅠ～Ⅲ」（各1単位、計3単位で、Ⅰは民法、Ⅱは憲法・刑法、Ⅲは両訴訟法）を開講する。

⑤ 社会人学生向け e-ポートフォリオ・システム（通称「学生カルテ」）

各教員が面談を担当した学生の情報を共有することにより、その後の学生指導やFD活動に役立てるためのシステムである。

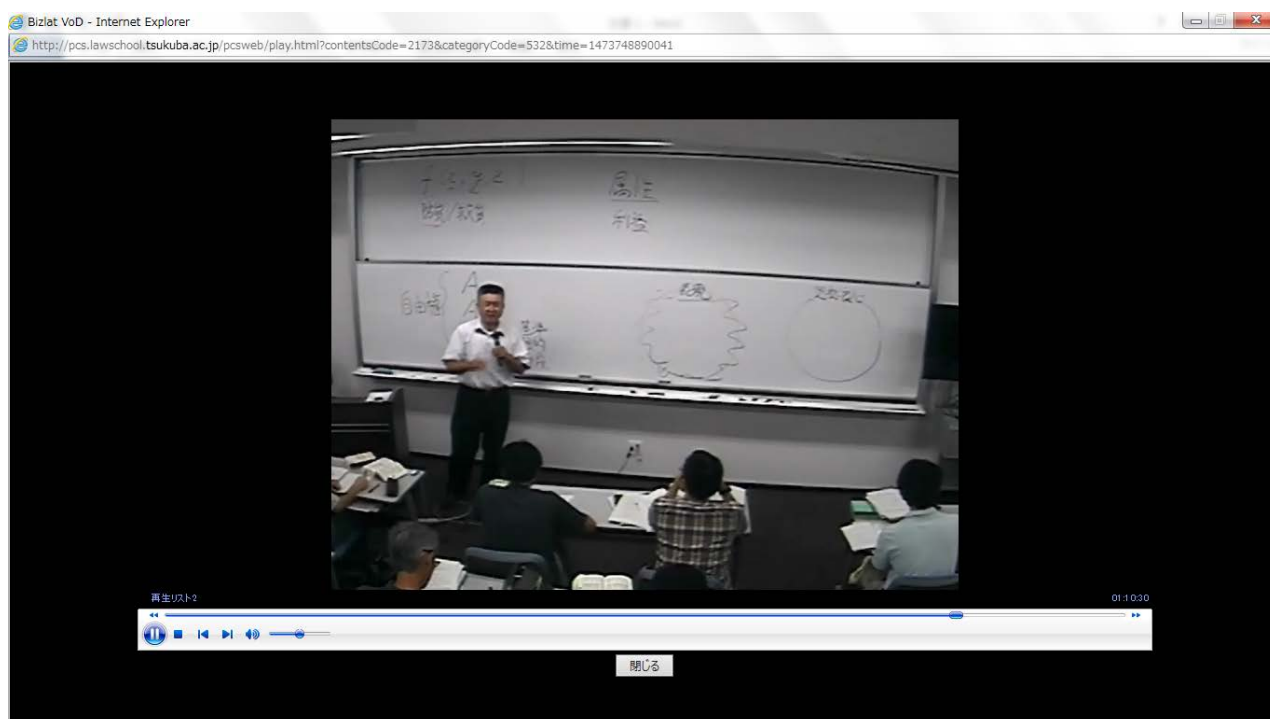
(f) 当専攻ウェブサイト学内者専用ページの活用

TWINS（学務業務支援情報システム(Tsukuba Web-based Information Network System)）の活用に加え、現在では、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページの開設により、教職員及び学生間における教育活動に関する情報提供・交換・共有が、さらに一層図られている。学生が授業時間外の学修を効果的に行えるようにするために、講義レジュメ教材等の関係資料を資料室での配付に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページを通じて、学外からも任意に時間帯を問わず取得できるよう工夫に努めている。学生が予習

を効果的に行うため、こうした関係資料類の配付は原則として講義の1週間前までに行っている。なお、ウェブサイトの配付欄は担当教員によるコメントを掲示できる仕様となっており、関係資料の配付と併せて、予習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。

(g) 授業の録画・配信

主に純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学修のため、録画された講義をストリーミング配信し、当該科目の履修学生が自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるようにしている（以下は再生画面の様子）。このストリーミング配信に対する学生のニーズは高く、対象講義の増加に努めており、平成21年度からはシステムの改善を踏まえて、専任教員の担当する講義系科目は原則的に収録対象としている。



(2) 学修相談・助言体制

各教員は、毎回の授業終了後、学生からの質問に丁寧に答えるようにしている。また、各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯にオフィス・アワーを設定し、学生からの質問や相談に応じるようにしている。このオフィスアワーの担当者、曜日、時間を記載した一覧表を「学修の手引」の中に記載し、新学期に配布している。オフィスアワーにおいては、原則として専任教員が

研究室において、学修相談ばかりでなく、履修登録等の相談も行えるようにしている。

なお、兼任教員や兼任教員については、特にオフィスアワーの時間帯を設定していないが、学生から当該科目の授業時間の前後に相談等があった場合には、対応してほしい旨の依頼をしており、特に派遣裁判官や派遣検察官においては、勤務時間を授業1回当たり4時間確保しているため、個別にオフィスアワーを行っており、当該授業開始時にその旨学生に周知している。

さらに、学修相談等を行う施設や環境等については、個別相談にも応じられるような面談スペースとして571号室を「学生相談室」が確保されており、さらに学生が社会人であるという特性からメール等による学修相談にも随時応じている。

また、学生とのコミュニケーションを充実させるため、学内に意見箱(無記名可)を設置し、学生からの意見や相談を常時受け付けている。意見箱には、1か月平均1件程度意見が寄せられ、これにつき教務委員会の担当者が定期的に関き、その内容によっては教務委員会で検討し、場合によっては専攻会議で対応を協議している。また、投書に対する回答や改善措置の実施が必要な場合には、専攻長又は教務委員会が回答し、または適切に実施している。またFD委員会においても、上記の個別の学修相談で得た情報を、教員間で相互に情報交換しあい、それぞれの授業における指導に活かすよう努めている。

(3) 教育補助者による支援体制の整備

当専攻においては、チューター制度を採用して、学修支援の体制をとっている。チューターは学生と年齢的に離れていない若手弁護士25名が公法系、民事系、刑事系担当をそれぞれ担当し、それぞれの基本的知識に関する事項について、講義のない時間帯や夏休みにゼミを開講している。当専攻では、法律学を勉強した経験のない学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、少人数で同年代のチューターから初歩的な問題でも親しく聞くことができるため、また特に当専攻を修了したチューターは、有職社会人が法科大学院生として修学する際の苦労を実体験しているため、当専攻学生からの評価が高い。チューター制度はあくまで正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨とし、司法試験のための過度の受験指導とならないように留意し、正課授業との連携を図っている。チューターゼミを開催するにあたり、チューターに、担当者、対象年次、ゼミの目的と到達目標、ゼミの形式(講義形式か演習形式か等)、教材、日程を記述した「チューターゼミ計画」の提出を求めており、これに基づき学生に対し掲示等により開催を周知している。チューターゼミの効果を測るため適宜学生からアンケートをとり、さらには、専任教員とチューターとが一堂に会する「チューター全体会議」を平成26-28年度に開催して、正課科目担当教員

との連絡を密にしている。

なお、このチューターゼミ制度は、前述のように平成28年度より受講生の習熟度別に「初学者コース」と「中級者コース」に分けられ、受講生にとってより効果的な学修に資するよう改編された。また、ここでもICTがゼミに関する情報共通に活用されている。

(4) 修了後の学修支援制度：法曹学修生

法曹学修生とは、当専攻を修了して5年以内の修了生に対し、申請により、法曹自習室、ゼミ室、全学計算機室、学生用ロッカー等の施設を修了後も使用できるようにすることを目的とした身分である（なお、校舎地階「大塚図書館」は、法曹学修生にならずとも、当専攻修了生全員が引き続き利用することができる。）。法曹学修生を年2回、半期ごとに募集し、出願期間その他詳細については当専攻ウェブサイトに掲載し、修了（予定）者に周知している。

2 生活支援等

(1) 経済的支援

当専攻には、優秀な学生の修学継続を容易にするための奨学援助の一環として、入学料・授業料の全部又は一部の免除もしくは徴収猶予の制度がある。その要件については当専攻ウェブサイトに掲載している。入学料、授業料の各年度における免除申請及び許可件数は下表1及び表2のとおりである。

また、学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について広報（掲示文、ウェブサイトへの掲載）を行っている。日本学生支援機構の奨学金の年度別貸与件数は下表3のとおりである。さらに、提携金融機関(第一勧業信用組合)の専用ローンを紹介している。

表1：入学料免除申請及び許可件数

| 年度 | 申請件数 | 結果 |
|--------|------|------|
| 平成27年度 | 5 | 不許可5 |
| 平成28年度 | 4 | 不許可4 |

表2：授業料免除申請及び許可件数

| 区分 | | 申請者数 | 全額 免除者数 | 一部（半額） 免除者数 |
|----------|----|------|------------|----------------|
| 平成 27 年度 | 前期 | 11 | 3 | 4 |
| | 後期 | 12 | 5 | 3 |
| 平成 28 年度 | 前期 | 10 | 2 | 5 |
| | 後期 | 9 | 4 | 2 |

表 3：日本学生支援機構の奨学金貸与件数

| 区分 | 種別 | 件数 |
|----------|-------|----|
| 平成 27 年度 | 第 1 種 | 3 |
| | 第 2 種 | 4 |
| 平成 28 年度 | 第 1 種 | 1 |
| | 第 2 種 | 3 |

(2) 学生生活の支援体制の整備

学生の相談に関しては、原則的に学生委員会が対応している。また、筑波キャンパスにある保健管理センターの学生相談室においては、専門のカウンセラーによるカウンセリングやアドバイスを中心としたサービスが提供されているが、東京キャンパスの学生にとっては実際に出向くことが困難であるため、大学本部が契約した相談業者への電話相談という形での利用となっている。また、学生の健康管理における支援体制としては、本学の筑波地区キャンパスにおいて学生向けに実施される健康診断を受けられる他、希望があれば、東京キャンパスにおいて教職員向けに実施される健康診断を受けることもできる。

筑波大学では、各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、アカハラ）の発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、ハラスメントの防止及びその被害者に対するケアのための制度（「ハラスメント防止対策委員会」及び「ハラスメント相談員」）を設置し、その対応に努めている。

また筑波大学では、平成23年度より、各教育組織において学生のメンタルヘルスに関する「学生支援対応チーム」（組織長含め3名以上で構成。）を設置している。

3 障害のある学生に対する支援

現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、教室、ゼミ室、図書館等の教育に関する施設をはじめ当専攻の全施設がバリアフリーとなっており、エレベーターがある他、各階には身障者用トイレが設置され、身体に障害のある学生に対応できる設備を備えている。

身体に障害がある者が入学した場合、例えば、就学上の配慮として、講義室に車椅子の学生の受講に必要なスペースを設けることを検討する等、その者の障害の程度や状況に応じた支援を行うことにしている。また全学的な組織として、筑波大学障害学生支援室が設置されている。

さらに平成26年4月1日、「筑波大学における障害学生支援に関する憲章」が制定され、障害学生受け入れに対応する体制を大学をあげて整備している。

これまでのところ、当専攻において、身体に障害のある学生は在籍していない。

4 職業支援（キャリア支援）

当専攻の学生の特徴として、ほぼ全員が有職社会人であり、またこのうち一定の割合の者が企業内の法務部員、官公庁で法解釈に携わっている者、あるいは医師、公認会計士、税理士や弁理士などの専門家である。このような特性を有する学生が主体的に進路を選択できるように、裁判官、検察官、弁護士の実務家教員が、それぞれの分野に進むために必要な情報を、授業の後やオフィスアワーなどにおいて提供するように努めている。また、併設法律事務所の活用を通じた実践的法学教育を行う際に、法曹の諸活動について必要な情報を提供するようにしている。また、弁護士としてどのような分野に進むかについては、多様な分野のそれぞれで先端的に実務活動をしている弁護士（非常勤講師・チューターも含む）が多数いるので、学生にきめ細かい情報が提供でき、それらについても授業後やオフィスアワーなどにおいて情報を提供している。また校舎5階当専攻事務室では、求人情報につき掲示を行い、情報提供に努めている。

さらに、上述のような個別教員レベルの進路相談等に加え、「ジュリナビ」に参加することにより、必要な情報の収集・管理・提供等に努めている。

[特長]

- 授業の復習のため、録画された授業をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、いつでもこれを視聴できるようにしている。
- 面接授業を遠隔地でも受講できるような学修支援体制を整備するだけでなく、正課外の学修（チューターゼミへの支援や②基礎力自己測定プログラムを通じた自主学修）、さらには個々の学生を有効かつ適切に指導するためのデータ管理を、情報通信技術によって実現している。
- 纯粹未修者のスタートアップ・プログラムに取り組んでいる。

[課題]

- ICTを通じた授業配信の取組の一層の拡充。
- 未修者教育のための5つのプログラムの一層有効な活用。